

2025年8月

お客さま各位

山口県信用組合

### 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素より、山口県信用組合をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

政府公表の「成長戦略実行計画」に基づき、金融業界が目指す2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化について、全国銀行協会からも2027年4月から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することが公表されました。

これを踏まえ、当組合では、以下の取組みにより、お客さまと協力して事務負担の軽減を後押しするとともに、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 当座預金の新規口座開設の停止【実施日：2025年10月1日（水）】

- ・当座預金の新規口座開設を停止させていただきます。
- ・実施日以降、事業性資金に係る預金口座開設をご希望されるお客さまは、「普通預金」または「決済用預金（無利息型普通預金）」をご利用ください。なお、既に当座預金をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

#### 2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の停止【実施日：2025年10月1日（水）】

- ・2027年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止します。
- ・また、実施日以降、2027年4月1日以降を期日とする手形等を受け入れたお客さまは、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みいただくようお願いいたします。

#### 3. 手形・小切手の新規発行終了【実施日：2026年4月1日（水）】

- ・手形帳、小切手帳の新規発行申込の受付を終了します。
- ・なお、終了時点で保有されている手形・小切手用紙につきましては、2027年3月31日までご利用いただけます。

※ 電子化により、事務負担の軽減、コストの削減、紛失リスクの軽減等が図られますので、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさいネットサービス）への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、窓口へお問い合わせください。

以上